

## 一般会計等決算審査特別委員会審査結果報告書

令和 7 年第 6 回美幌町議会定例会において付託された事件について、審査の結果を美幌町議会会議規則第 77 条の規定により、次のとおり報告します。

令和 7 年 1 月 4 日

美幌町議会 一般会計等決算審査特別委員会  
委員長 馬場 博美

美幌町議会議長 戸澤 義典 様

### 記

#### 1 事 件 名

- 認定第 1 号 令和 6 年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第 2 号 令和 6 年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 3 号 令和 6 年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第 4 号 令和 6 年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

#### 2 審査の経過

令和 7 年 9 月 12 日、10 月 6 日、10 月 7 日、10 月 22 日、  
10 月 23 日、11 月 4 日

#### 3 審査の結果

関係書類の提出あるいは関係職員の出席を求めるなどして慎重に審査した結果、適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定した。  
なお、一層の行政効果を期待し、次のとおり審査意見を付すこととした。

#### 審査意見

##### (1) 健全な財政運営について

令和6年度の一般会計決算は、歳入13,925,136千円で前年度比1,251,762千円(9.9%)、歳出13,756,258千円で前年度比1,253,327千円(10.0%)のそれぞれ増となっている。これに特別会計を加えると、歳入総額18,816,277千円、歳出総額18,611,163千円となり、いずれも前年度を上回っている。

一般会計における歳入歳出決算額の差引は168,878千円で、単年度収支10,071千円、実質収支は125,278千円とそれぞれ黒字となっている。

財政状況について、財政力指数は0.360で前年度比0.004ポイント上昇、経常収支比率は86.6%で前年度比0.5ポイント悪化し、財政の硬直化が進んでおり、実質公債費比率は7.9%で前年度比0.7ポイント悪化し、各指標及び比率は前年度より悪化した。

また、令和6年度末地方債残高は、10,301,825千円で前年度より33,150千円減少しているものの、引き続き将来を見据えた財政運営が求められるところである。

今後も人口減少や少子高齢化の進展などにより税収、地方交付税など歳入の伸びが期待できない中、諸物価高騰や公共施設等の老朽化が進み、近い将来、多くの施設が一斉に更新時期を迎える、多額の維持更新費用の負担等により、厳しい財政運営となることが予想される。

このようなことから、第3次美幌町財政運営計画、行政改革大綱、行政改革実施計画や行財政運営警戒アラート等に基づいて、毎年度、点検等を実施し、さらなる経常経費の抑制に取り組むなど、引き続き健全な財政運営に努められたい。

## (2) 収入率向上対策について

公営住宅使用料の現年度分収入率が12年連続で100%を達成していることは、同規模自治体と比較しても特筆すべきものである。

未収金については、取組の強化により前年度から未収金額は減少するなど効果を上げているが、未だ令和6年度で一般会計56,415千円、特別会計45,247千円、合計101,662千円の未収金が発生しており、負担の公平・公正の原則から一層の努力をされたい。

## (3) 町有財産の適正な管理について

公用又は公共用に供していた行政財産を用途廃止した普通財産について、用途廃止や建築後、相当な年数を経過しているなど財産管理上、大変危険な状態であるものが見受けられる。

町は、令和2年度に美幌町未利用施設除却計画を策定したが、財政的な問題

等もあり、計画どおり建物の除却が進んでいない状況にある。

このままでは、維持管理上、大変危険であることから、美幌町公共施設等総合管理計画の見直しに併せ、再度、美幌町未利用施設除却計画を見直し、財源を確保するなどして年次計画により建物の除却を進め、適正な建物の管理に努められたい。

#### (4) 補助金等の執行について

補助金等の交付の決定等については、美幌町補助金等交付規則第12条において「補助事業等実績報告書兼請求書の提出を受けた場合において、当該補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査する」ことになっているが、書類審査等の中で、年度末の繰越金が補助金を上回っている事例等が見受けられたことなどから、今後、さらに補助金等の算定基準を明確にするとともに、補助金等の審査体制の整備をするなどして、適正な予算の執行に努められたい。

#### (5) 契約書等の書類について

業務委託や修繕等の契約関係書類について、見積年月日等の記入漏れの不備や請求書の内容確認が十分でないと思われるものもあることから、今後、契約書等の関係書類の整備を十分に行い、予算の適正な執行に努められたい。

### 4 少数意見の留保

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保はない。